

亀山市条例第13号

亀山市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建に資するとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 特定犯罪被害 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為（以下「特定犯罪行為」という。）による死亡、重傷病（同条第5項に規定する重傷病をいう。以下この号において同じ。）又は障害をいい、特定犯罪行為の被害を受けた時又はその直後における心身の被害であってその後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。
- (4) 特定犯罪被害者等 特定犯罪行為により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見又は心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを

通じて行われる^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

(6) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

(7) 市民 市内に居住し、在勤し、在学及び滞在している者をいう。

(8) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って、適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて、適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されるように努めなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関して必要な施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が総合的かつ計画的に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性について理解を深め、二次被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援窓口の設置等)

第6条 市は、犯罪被害者等支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、特定犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある場合、特定犯罪被害者等が平穏な日常生活を円滑に営むことができるよう、育児、家事その他日常生活に必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第8条 市は、特定犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった特定犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な施策を行うものとする。

(精神的被害からの回復)

第9条 市は、特定犯罪被害により受けた精神的被害を早期に回復することができるよう、関係機関等と連携し、必要な施策を行うものとする。

(支援金の給付)

第10条 市は、特定犯罪被害により受けた経済的負担の軽減を図

るため、特定犯罪行為により害を被った者又はその遺族（これらの者のうち、当該特定犯罪行為が行われた時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）に対し、支援金の給付を行うものとする。

（雇用の安定）

第11条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況について理解を深め、事業者による犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第12条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性及び二次被害の防止について、市民及び事業者の理解を深めるよう広報及び啓発を行うものとする。

（個人情報 の適切な管理）

第13条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

（人材の育成）

第14条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言及び情報の提供その他犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な措置を行うものとする。

（支援の制限）

第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を容認した場合又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合その他支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

2 市は、この条例の規定による支援を受けた犯罪被害者等が前項に規定する場合に該当することが明らかとなったときは、当該支援を取り消し、既に給付した第10条の規定による支援金その他の特定犯罪被害者等支援に関する給付金があるときは、当該給付

金の返還を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。